

特定非営利活動法人 日本交流分析協会静岡支部 運営規則

第1条（目的）

この会は支部活動を通じ、会員相互の研鑽と親睦融和及び自己成長を図る。また、会員の手により地域に交流分析(TA)を広め、地域社会に貢献すると共に、特定非営利活動法人日本交流分析協会の従たる事業所として発展に寄与する。

第2条（名称及び所在地）

この会を、特定非営利活動法人日本交流分析協会(以下「協会」という)静岡支部といい、事務所を次に置く。

〒431-0302 湖西市新居町新居 1084-2

電話 (050) 7109 - 9945 FAX (050) 3397-5660

第3条（会員資格）

協会の本部会員に登録された者の内、協会で定めた静岡支部エリアに在住する者を会員とする。ただし、エリア内・外に在住する者で静岡支部への入会・退会を希望する者に関しては、運営委員会で個別に協議の上、別途考慮する。

第4条（運営委員等）

この会には、原則として次の定数の支部長・副支部長を含む運営委員他運営に関する役員を置く。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 若干名 |
| (3) 運営委員 | 10名以内(支部長、副支部長を含む) |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 運営協力スタッフ | 20名前後 |

第5条（運営委員等の任務）

支部長は運営委員の中より選出され本支部を代表し、支部運営業務を総括する。副支部長は運営委員の中より選出され支部長を補佐し、支部長から委嘱された業務を統括・執行する。

運営委員は支部長もしくは、副支部長の命を受けた通常の会務を行う。

監事は業務監査・会計監査及び選挙管理をその範疇とする。

運営協力スタッフは、各部会の運営補助的業務を行う。

第6条（運営委員の選任）

運営委員の選任は「選挙」にて以下の手順で行う。

- (1) 「運営委員選挙」は、自薦（立候補）・他薦（会員推挙）の折衷方式とする。
- (2) 被選挙人は、選挙公示する前月末に静岡支部に所属し会員歴満5年以上の者、または「指導会員」資格保有者であることを条件とする。
- (3) 支部運営委員選挙権は、選挙公示する前月までに当年の年会費を収めている支部会員全員が保有する。
- (4) 被選挙人たる支部会員が「運営委員」に立候補する場合は、期限内に「立候補趣旨書」を支部選挙管理委員会に提出する。
- (5) 選挙管理委員会は、被選挙人を公示し、当該支部会員の選挙により次期運営委員候補者を確定する。
- (6) 支部長は、選任された運営委員による互選により決定する。
- (7) 副支部長は、支部長が指名し、本人が了承した者とする。
- (8) 支部長及び副支部長・運営委員は、支部集会の決議（含、委任状）を持って承認される。
- (9) 支部長が必要と判断した場合、副支部長の中より支部長代行を任命できる。
- (10) 選挙管理は「監事」がこれに当たる。
- (11) 選挙方法については、本部の規約改定や支部状況を考慮し、運営委員会で議案決議があれば、その決定を優先させることがある。

第7条（監事の選任）

監事の選任は、以下の手順で行う。

- (1) 監事は静岡支部会員の中より選任する。但し、運営委員とは併任できない。
- (2) 会員が「監事」に立候補する場合は、静岡支部内に在住する指導会員3名以上の推薦と共に「立候補趣旨書」を支部に提出した者が立候補者となる。
- (3) 候補者が複数名の場合は、運営委員会にて協議の上、決定する。
- (4) 決定した監事は、支部集会の決議（含、委任状）を持って承認される。

第8条（本部役員を選任）

- (1) 定数の本部理事を静岡支部会員の中より選任する場合、原則として運営委員会が承認した支部長が本部理事として推薦される。
- (2) 定数の本部監事を静岡支部会員の中より選任する場合、原則として運営委員会が承認した会員が本部監事として推薦される。

第9条（運営委員等の任期）

運営委員等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

運営委員等は任期満了するも、後任者が就任するまでその職務を行う義務があるものとする。

運営委員等に欠員が生じた場合には、運営委員会の決定により補充を行うことができる。補充によって就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(1) 任期満了前であっても次の各号に該当する場合は運営委員の職を解く。

- ① 当人からの申し出を受理した場合
- ② 職務上の義務怠慢・義務違反その他支部運営に支障をきたす行為があった場合
- ③ 倫理綱領に違反した場合
- ④ 心身の疾病等の為に職務遂行に耐えないと運営委員会で認めた場合

(2) 解任の決定は運営委員会にて協議し、支部長がこれを決定する。

(3) 監事の任期は、運営委員に準ずる。

(4) 支部長の任期は2年とし、2期4年以内とする。

第10条（支部集会）

(1) 支部集会は定期集会と臨時集会からなり、支部長が招集する。

支部集会は、支部会員の3分の1（含、委任状）以上の出席をもって成立する。

支部集会の議長は支部長、または支部長が指名した者が務める。

定期集会は、毎年6月までに開催する。

臨時支部集会は、支部長が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上が開催を要求し運営委員会にて必要と認めた場合には、決議された日より、原則として1ヶ月以内に開催する。

支部集会の議案決議は、出席者の過半数（含、委任状）の賛成を持って決定する。

(2) 支部集会において議案とする事項は下記の通りとする。

- ① 前期事業報告及び前期決算報告の承認
- ② 改選された場合の新運営委員の承認
- ③ 今期事業計画及び今期予算計画の承認
- ④ 改正された場合の「運営規則」の承認
- ⑤ その他支部長が必要と認めた事項

第11条（運営委員会）

(1) 運営委員会は、運営委員をもって構成され、支部長が必要と認めた場合、または運営委員の過半数が開催を要求した場合に支部長が招集する。

- ① 議長は支部長、または支部長が指名した者が務める。
- ② 運営委員会は、運営委員の3分の2の出席（含、委任状）で、成立する。
- ③ 運営委員は、提出された議案についての議決権を有する。

(2) 運営委員会にて議決（承認・未承認）すべき事項は下記の通りとする。

- ① 支部運営に関する重要事項（本部理事の選任、年度計画、予算、規則等の新設・改定等）
- ② 運営委員により提出された議案
- ③ その他支部長が必要と認めた事項
- ④ 運営委員会の議決は出席者の過半数（含、委任状）でこれを決する。

第12条（部会）

(1) 運営委員会の中に次の部会を置く。各部会の職務は概ね次の通りである。

- ① 総務部会：支部年次（臨時）報告会運営・会則改正・資格更新管理・事務局関係等
 - ② 研修部会：支部主催講座・研修会・セミナー運営 試験関連運営等
 - ③ 広報・企画部会：「OKだより」編集・HP更新管理 交流会企画運営等
 - ④ 渉外部会：出前講座の推進・地域貢献活動・対外交渉営業調整等
- 各部会は、相互に協力しつつ職務の遂行にあたる。

(2) 各部会は、運営委員及び運営協力スタッフにより構成され、部会長及び副部会長は運営委員の中から選び、支部長が承認する。

(3) 各部会長は、運営協力スタッフを支部会員の中から選び、運営委員会が承認する。

(4) 各部会の運営協力スタッフの人数は、概ね5名程度とし、各部会で計画された事業計画に従い、運営補助的業務の遂行にあたる。

(5) 運営協力スタッフの任期は2年とするも、後任者が就任するまでその職務を行う。

(6) 運営協力スタッフの任期満了前に職を解く条件は運営委員に準ずる。

第13条（事務局）

事務局を置き、事務局は支部長並びに総務部長の命を受け会務を行う。

運営委員会で必要と判断し承認した場合は、事務局専従者の雇用が認められる。

第14条（運営委員等の業務手当等）

運営委員・運営協力スタッフ等、支部運営業務に就いた者の交通費・手当等は、原則「静岡支部 旅費・活動費等に関する内規」により支給する。

第15条（会計）

- (1) 本会の会計は、本部の会計処理基準に基づく会計処理による。
- (2) 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条（運営規則の改定等）

- (1) 本運営規則を改定する場合は、運営委員会にて決議された内容を、支部会員へ書面により報告しなければならない。
- (2) 支部会員への報告後、1ヶ月以内に静岡支部会員総数（報告月の会員総数）の10分の1の異議申し立てが出ない場合には成立する。
- (3) 異議申し立ては、氏名を明らかにした上で、事務局へ行う。
- (4) 改定された「運営規則」は、支部集会において参加者全員に配付し、再度承認を取る。
- (5) 支部集会において承認された「運営規則」は、即時、効力を持つ。

第17条（準用）

この規則に定めなき項目は、協会定款・諸規定の条項を準用することができる。

付則 この運営規則は、平成 8年 6月 6日より施行する。
平成11年 7月18日付で一部改定する。
平成12年 5月21日付で一部改定する。
平成14年 6月30日付で一部改定する。
平成17年 5月15日付で一部改定する。
平成18年 4月 1日付で一部改定する。
平成21年 4月 1日付で一部改定する。
平成24年10月 1日付で全面改定する。
平成26年 5月25日付で一部改定する。
令和 元年 5月26日付で一部改定する。
令和2年(2020年)5月24日付で一部改定する。